

医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院（附属研究所）
運営規程

院長 中川 秀光 制定
平成27年11月 1日

（設置）

第1条 医療法人徳洲会野崎徳洲会病院に、附属研究所（以下「研究所」という）を置く。

（目的）

第2条 当研究所は、医学の基礎分野と臨床分野の研究を統合し、革新的な診断・治療の開発をめざす。臨床検体から得られた細胞、組織等を有効に利用し、分子生物学実験、動物実験等を行い、診断・治療標的となる分子を探索し、その分子に対する革新的な診断・治療法を開発を行う。通常の病院診療では行い得ない研究分野について、研究用の機器及び専任研究員を配置してこれを遂行する。

（組織）

第3条 当研究所に次の組織を置く。また、業務内容について定める。

- （1） 分子生物学研究部・・・分子生物学的な手法により、病態の解析、革新的な診断・治療方法の開発を行う。
- （2） 病理学研究部・・・病理学的な手法により、病態の解析、革新的な診断・治療方法の開発を行う。
- （3） 悪性腫瘍新規治療法開発研究部・・・悪性腫瘍に対する革新的な診断・治療方法の開発を行う。
- （4） 免疫システム研究部・・・制御性T細胞による免疫抑制機構の解明を目指した理論研究とその動物モデルへの応用を行う。
- （5） 全身性エリテマトーデス研究部・・・全身性エリテマトーデスの病態の本質的な理解と病因の解明、病態に関わる制御性T細胞の抑制機能異常の探索を行う。
- （6） 分子標的治療研究部・・・新規の分子標的治療の開発を行う。
- （7） 精神・神経疾患研究部・・・神経伝達の分子生物学的解析を通じて自閉症スペクトラムやパーキンソン病の治療に役立てる。
- （8） 再生医学研究部・・・皮膚再生の臨床応用を目指す。
- （9） 動物実験施設・・・小動物を用いた実験を行い、病態の解析、革新的な診断・治療方法の開発を行う。（施設長 笹川覚、専任）
- （10） 総務部・・・科研費の事務処理を含む研究費の管理及び監査事務を行う。野崎徳洲会

病院事務部総務課総務係及び経理係と業務連携をするものとする。(事務代表者、岸田敏彦事務部長)

(構成)

第4条 当研究所に所長、必要に応じて副所長を置く。

- 2 前条に定める組織の構成は別表「研究所組織図」の通りとし、各研究部に部長を置く。
- 3 各研究部に副部長及び研究員を置くことができる。副部長及び研究員は、研究所長及び部長の指示のもと、当該研究部の研究活動に従事する。
- 4 部長、副部長、研究員は併任をもって充てることができる。
- 5 研究所長が必要と認めた場合は、新たな研究部を設置することができる。

(選任)

第5条 部長については、当該研究部の目的に関する分野について優れた知識及び経験を有するものとする。また副部長及び研究員についてはこれに準ずる者及び研究意欲を有する医師等を選任する。

(業務)

第6条 業務は次の通りとする。

- (1) 研究所長は、院長の指揮監督の下に当研究所の研究業務を統括する。
- (2) 副所長は、研究所長の補佐をする。研究所長不在の時など、業務が困難な場合には副所長が業務を代行するものとする。
- (3) 部長は、研究所長の監督の下に当該研究部門を統括し、研究成果の向上に努める。
- (4) 副部長は、部長の監督の下に研究員を指導監督し、研究についての助言、指導を行い研究業務に推進する。
- (5) 研究員は、部長の指示の下、当該研究部門の業務に従事する。

(事務管理)

第7条 外部研究費の研究計画調書の取りまとめ及び物品の発注、経理管理等の事務は研究所総務部が所掌する。

- 2 病院総務課総務係の業務は以下とする。
 - ・入退職手続、タイムカード管理、給与計算、各種保険手続、郵便物管理、白衣リースの管理、物品検収。
- 3 病院総務課経理係の業務は以下とする。
 - ・入出金管理、預金管理、出張手続、出張経費精算、非常勤職員雇用、月末支払。

(委員会)

第8条 研究所の円滑な運営を図るため研究所運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

- 2 運営委員会の委員長は研究所長、副委員長は副所長を以て充てる。
- 3 前項の運営委員会は、研究所長、副所長、部長、委員長が指名したものから構成され、研究所長が議長を務める。
- 4 運営委員会は、当研究所における予算と決算、管理、研究の推進に関する事項について審議・検討する。
- 5 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに随時開催し、議事録は総務部が保管する。

(研究の計画、実施、成果発表及び報告)

第9条 部長、副部長、研究員は、当該研究所の目的に沿う範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 研究立案者は、研究計画書により研究所長に申請し、幹部会議で研究内容について審議する。
- 3 前項の幹部会は、院長、研究所長、副院長、看護部長、事務部長、診療部長から構成される。
- 4 医薬品及び医療機器の臨床研究（介入研究・観察研究）、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、ヒト幹細胞を用いる臨床研究については、倫理委員会の審議・承認等を必要とされる手続きを経なければならない。
- 5 動物実験を行おうとする者は、動物実験委員会に実験計画を提出し、審議・承認等必要とされる手続きを経なければならない。
- 6 遺伝子組み換え実験を行おうとする者は、遺伝子組み換え実験委員会に実験計画を提出し、審議・承認等必要とされる手続きを経なければならない。
- 7 研究部門に設置される研究のための機器類は、原則として共用とし、研究者は、研究所長の許可を得て使用するものとする。
- 8 研究によって得られた成果は、自らの判断で公表することができる。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。また成果の知的財産権は研究所に帰属する。
- 9 前項の研究成果発表の場合には、当研究所に関係した活動として実施するものとする。
- 10 当該研究所は、定期的な研究発表会を開催し研究成果の討論を行う。

(研究費の適正な執行)

第10条 研究費の執行については、研究所長が執行計画を立て、当委員会の承認を得て、院長に報告するものとする。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、当研究所に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

平成30年4月1日改定